

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年1月23日（金）9:02～9:44
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

- 稲川 武宣 厚生労働省健康局生活衛生課長
- 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
- 東郷 康弘 法務省入国管理局総務課補佐官
- 吉岡 明男 厚生労働省健康局生活衛生課課長補佐

#### <事務局>

- 内田 要 内閣府地方創生推進室長
- 富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 地域限定美容師の創設・外国人美容師の解禁
- 3 閉会

---

○藤原次長 もう時間も過ぎておりますので、国家戦略特区ワーキンググループ、今日は関係省庁からのヒアリングと、それから、例の地方創生特区の候補地としての自治体からのヒアリングを丸一日かけて、先生方をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず関係省庁ということで、先週、事業者のほうから御提案のありました美容師の関係

でございます。各方面からもいろいろなお話がまたきており、かなりニーズのある項目と見受けられますが、法務省と厚労省の方々においていただいているところでございます。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 早朝からお越しくささいまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。どういう順番にしますか。

では、法務省、どうぞ。

○根岸企画室長 法務省入国管理局企画室長の根岸でございます。いつもお世話になっております。

今回は、地域限定美容師ということでお話をお聞きしております。今回もまだ我々も本当の求めるところを確実に理解していないかもしれませんので、またちょっと誤解などがありましたら、御指摘いただければと思います。

お手元に配付資料、法務省入国管理局のクレジットのものですけれども、主には方針というよりは現状の説明になっておりますので、ここは簡単にしたいと思います。

表紙をめくっていただいて、まずこれは在留資格、入管法の別表という形になっていすけれども、それをちょっと見やすいような形にただけのものでございます。現行で受け入れられる活動内容、身分、地位などがこういう形で規定をされているということでございます。若干この4月に、前の通常国会で通りました入管法改正によって、この高度専門職とか幾つか改正がありますので、これは4月1日以降の形のものをつけております。なぜこれを付けたかという、要するに、これで読み切れる範囲には美容師は入っていないというのが現状であると。だからこそ、こういう御提案を頂いているのだと思います。

今後こういったものを検討するに当たって、これはよく八田座長もおっしゃるところですけれども、特区云々ということではなくて、まず基本的な政府の通常の方考え方です。

その後、雇用対策基本計画の抜粋を付けておりますけれども、基本的な外国人労働者の受入れの考え方は、専門的、技術的分野の外国人労働者を積極的に受け入れましょうと。そうでないいわゆる単純労働者、ちょっと言葉は悪いのですけれども、専門的、技術的でない人ということですが、そういう人については、労働市場などにいろいろ影響を与えますので慎重に検討しましょう。つまりは、現時点では受け入れないというのが基本的な考え方になっております。

その上で、これもよく八田座長がおまとめいただく時におっしゃっていただくところすけれども、政府の基本方針はそうですね。だけれども、例えばこの国家戦略特区で、一旦廃案になっていすけれども、家事支援人材とかですね。これは専門的、技術的分野と評価ができたので入れようとしたわけではなくて、女性の活躍支援とか大きな方針の中で、それであれば試行的に特例としてやってみましょうということになったわけです。

それから、特区ではありませんけれども、建設とか、そういうものは緊急・時限的な措置と、それは建設労働者ですね。そのような特別な事情があつて認めましょうとか、その

ようなものは、この方針にぴったり当てはまらないけれども、やる場合はあるということ  
でございます。

そんな中で、御提案の中にも若干引用されていたようではございますけれども、その中で参考になるという形では言われていたものの、これはちょっと他省庁の資料であるのですが、その次のページのところが日本料理の関係のもの、これは農水省でやっていただいているものです。今回の提案に割と近いのかもしれませんが、調理師の養成施設でいわば管理機  
関的な立場をやっていただいて、そこを通じて農水省のほうでいろいろ監査などをやって  
いただくという仕組みになっています。

この中で入れたものについては、日本食の調理師というのはもともとの、先ほどの在留  
資格の別表の中では読み切れないのですけれども、そういう形の中で特例として農水省で  
認めたものについては入管法の、先ほどの別表で言うといわばその他の在留資格でありま  
す特定活動という形で入国、在留を認めるという形になっているものです。

次のページにも、いろいろその関係での、そういう特例で認めるものですので、これは  
実習計画を作るに当たっての農水省のほうでの要件ですけれども、種々の要件が定められ  
ているということです。

もう一つ、御提案の中で併せて引用されていましたが、京都のほうでやっている京料理の  
関係です。これは総合特区の枠組みでやっているものがその次に、これはちょうど良い資  
料がなかったので、基本方針の別表をそのまま付けさせていただいたので、ちょっと読み  
にくいですが、こちらは京都市に關与いただいて、これは養成施設が対応するという形  
ではありませんけれども、料理の幅としては、かなり本当の純粋な京料理という形に  
なっています。先ほどの農水省の日本料理というのは、かなり広い観点の日本料理です  
ので、懐石料理とかのようないわゆる日本料理、和食としてすごくイメージするものだけ  
ではなくて、お好み焼きだとか、そのようなものまで広いものということになっておりま  
す。

これは現状の説明なのですが、この提案について今後どう考えるかという中で、この後、  
厚労省からも御説明があると思いますけれども、恐らく今までの理解では余り大きく議論  
したことはなかったかもしれませんが、過去に規制改革などでも美容師の問題が取り上げ  
られたことがありまして、そういう時でも、現状の専門的、技術的とは今の時点ではなか  
なか言い続けるのは難しいかなと思っております。もしかして今後いろいろお聞きしてみ  
ると実は評価できるということも、もちろん今の時点で将来まで否定しませんが、  
今のところはそこまでの評価というのは、そこまでの知識を我々は持っていないという状  
況でございます。

だとすると、この日本料理みたいに何か特別な形でできることが可能なのかということ  
になると、日本料理をやった時のような、正しい本物の日本料理を海外に売り出していく  
のだという特別にやるべきような目的、そういう効果が見込まれるのかということがまず  
1つには必要でしょうし、それをやったときの影響ということですね。それはこれから厚

労省の御説明の中にあるかもしれませんが、とにかく福岡でという話です。今の藤原次長の話だと、もしかしてほかでもということになるかもしれませんが、例えば福岡を前提にすると、福岡での今いるといいますか、これから入る人も含めて、日本人の美容師というのがどういう状況なのか。提案の趣旨は、必ずしも人手不足対策ということでは多分ないのだと思うのですけれども、建設みたいな文脈とはちょっと違うのだと思いますけれども、今、不足していないのだとすると、不足しているのであると比較的労働条件の問題は、それでももちろん問題はあり得るのですけれども、そうでない中で需給がちょうど良いのか、どちら側に振れているのか、正確に分かりませんが、そんな中で外国人の方が入ってくるというときに、今の日本人の美容師の労働条件に与える影響、雇用そのものを奪うかどうかもありますでしょうし、そこにプラスされることによって今いる人たちの賃金が下がる、若しくは、下がらないにしても、本来なら上がる要因があるときに下に張りつける要素になるのではないかということがあるのかどうか。今、私たちの知見では、絶対あるとも言い切れないのですけれども、前に介護の議論の時に八田座長からその辺の御指摘があったと思いますが、そのようなことがここで本当にあるのかどうかというところですね。そのようにちょっと懸念をするところでございます。

福岡でのその状況がどうなのか、そこに対して業所管の厚労省が、例示されているような形で言うと、農水省のような役割を果たし得るのかとか、あるいは福岡市が京都市のような役割を果たし得るのかとか、そのようなところも含めてよく考えないと、単純に入管制度の要望があって、良い面は何か多分あるから提案があるのだと思いますので、その良い面があるから受けちゃえということでは済まないと思いますので、その辺をよく勉強しないと、最終的な結論というのはにわかには出せないのかなという問題意識は持っております。

結論めいたことが言えなくて恐縮ですけれども、最初に私のほうからは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

では、厚労省どうぞ。

○稲川課長 厚生労働省の生活衛生課長の稲川でございます。先週に引き続きまして、どうもありがとうございます。

○八田座長 ちょっと言い忘れてましたけれども、今回から鈴木亘先生が委員としてお見えになりますので、よろしく申し上げます。

○稲川課長 では、厚生労働省から提出した資料に従いまして、美容師の免許の状況等につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

お聞きいただきまして、2ページ目になりますけれども、美容師法、現行、感染症の防止などの公衆衛生上必要な措置を講ずるための方策、そして、もちろん最低限の一般的な技術を持っているということを保証するために、1つは、ここにありますように、美容師の資格制度を設けて、厚生労働大臣が指定する養成施設において必要な知識を修得させ、

国家試験に合格しなければ、美容師になれないということが1つ。

それから、美容師というのは、衛生が確保された美容所でなければ業を行ってはならないということを原則として、その美容所に対して都道府県知事が、必要な衛生基準を満たしていることの確認を行う仕組みになっております。

それから、美容師免許及び美容師試験につきましては、平成7年の法律改正前は都道府県ごとに実施していたのですが、平成7年の法律改正で、厚生大臣の免許と、当時まだ厚生省でございましたので、変更して、平成10年4月1日以降は、全国統一した試験を行うという仕組みにしております。

なお、美容師免許の取得自体については日本国籍であることを要求しておりませんが、就労につきましては、先ほど法務省から御説明があったとおりだと思っております。

3ページ目が「美容師になるためには」というと、先ほども申しましたけれども、1つは、養成施設において、定められた期間、美容師になるために必要な知識、技能を修得するということが1つ。

その課程を修了したということで、一定の技術とか衛生知識を担保した上で試験を受けて、合格するということ。

合格後、美容師免許の登録申請を行って、免許の交付を受けて、美容業ができるということになります。

一定の場合については、欠格事由というものが定められているところでございます。

それを図示しましたのが4ページ目の表になりますけれども、まず養成施設は、通いのところは2年、通信制は3年ということになっております。

それを受けて、試験は大きく分けて筆記試験と実技試験ということになっておりまして、筆記試験については、いろいろな法律、法規の中身でありますとか、あるいは公衆衛生上の、感染症の防止も含めたような知識、あるいはパーマ液とかを使いますので、そういうものの性状とか皮膚等への影響なども含めた部分についての筆記試験を行うのと、実技につきましては、基本はカットとパーマを1つずつやると同時に、その技能を見るとともに、その過程においてちゃんと衛生的な対応がとられているのかというのをチェックして、それで両方に合格すれば免許交付となるということでございます。

5ページ目が美容師数とかの推移でございますけれども、美容所数につきましては、今回御提案のありました福岡市と全国を並べて書いておりますが、このところ美容所数もふえてきております。従業美容師数ということで言いましても、これはここ3年間ですけれども、10年前と比べれば約10万人増えてきているということでございますし、福岡市のほうでも1割ぐらいふえている状況にあります。今、試験は年間1万7,000～1万8,000人合格をしていますので、そういう方が入ってきているような状況かと思っております。

参考までに、他の政令指定都市との比較ということで、6ページのほうは実数で見たときの美容所数と従業美容師数、右側は人口10万人当たりの数ということで、福岡市は他の自治体と比べてもかなり美容所数、従業美容師数が多い地域であるということと言えます。

思います。

その上で、御提案のところでございますけれども、まず、在留資格としてどうなのかというところにつきましては、私どもとしましては、このところかなり美容師の数もふえてきているという状況もありますし、美容師は、必ずしも賃金が高いという状況でもないということもあって、日本人の中でも非常に厳しい状況にあるという状況でございますので、まず1つとしては数が足りているということ、そういう状況を踏まえたと、今の段階で美容師を在留資格として認めるような状況にはないのかなと率直に思っております。

あと、資格のほうでございますけれども、先ほども申しましたように、この資格自体は国家資格ということで位置づけられておりますので、それを特定の地域において別の方法で試験をするということはなかなか難しいのかなというのが正直なところでございます。今の段階では、この御提案ということではございますけれども、そのようなことを実現するような環境にないのかなというのが私どもの今の考えでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方に御意見を伺う前に、多少、入管のことについて整理したいのですが、建設労働者も特定活動なのですか。

○根岸企画室長 そうです。

○八田座長 そうすると、特定活動のいろいろなカテゴリーにかなり違う種類のものがあるのだらうと思うのです。先ほどおっしゃったように、建設労働みたいところで認める目的は、極端な人手不足への対策です。日本で賃金が上がっている職種だから、日本における格差拡大を心配する必要がない。これは、短期的な日本国内の事情によってヴィザを認めるのであって、期間が来ればそれでやめてしまうということで、すっきりしていると思います。これは、海外に技術移転するためということではありません。

日本料理の場合は、こちらの人手不足を補うというのではなくて、日本文化を海外に出していきたいという種類のものだらうと思います。一種の技術移転のためです。

それから、家事のことは、これは政権の中樞が望んで働く女性のためにというのだから、従来の形ではないと思うのです。

今度の提案されている美容の目的は、明らかに日本の人手不足を補うためではなくて、海外に日本文化を発信していきたいということにあります。実際問題として、日本の美容学校もそうだし、美容師の連合会なども、台湾とかそういうところで講習会をたくさんやって、膨大なファンがいるわけですね。そういう意味では、日本料理とか京料理と非常に似た性格があるものだらうと思うのです。

その際に、数をどのくらいにするかということだけでも、ずっとパーマメントにこちらにいるというのでなければ、美容師の賃金を全体的に下げるということを気にするようなレベルの話ではないだらうと考えられます。日本の国益から考えたら、海外に日本的な美容技術がどんどん伝わっていくということは望ましいし、そのためには日本の学校に来

るだけではだめで、何らかの経験を積むことが必要だろうと思うので、その意味では、法務省の従来の特定活動に関するお考えに沿った形にできるのではないかと思います。

その際に、例えば福岡市のようなところが判断するというか、必要性を認めて、市として海外に普及することに意味があると思うということを決めるというようなことをやれば、それは一つの道が開けてくると考えてよろしいのでしょうか。

○根岸企画室長 余りはっきり結論めいたことは言いづらいのですが、今、座長の御指摘の中で、期間限定なので雇用への影響はそんなに気にしなくていいのではないかと。もちろん、同じ人数が入ったとすると、何十人入りました、何百人入りましたという、その人がずっといるのと、例えば何年か制度が定着したときに、今、総在留者何人ですかという数は当然違って来るわけですので、もちろんそのインパクトの大きさという意味では違いはあると思います。

だから、それが、そういう意味では影響がない程度と言えるのかどうかですね。期間限定でももちろん影響する規模の場合もあるでしょうし、それはまさにその地域の美容師の需給というのがどんな状況かによるのだと思います。今でも、例えば美容師はたくさん働きたい人がいるのだけれども就職先がなくて困っているとか、そのせいで賃金とか労働条件がちょっと悪い状態になって問題になっているということであれば、少ないから良いでしょうということではないということになるでしょうし、その辺は実情によるのだなと思います。

○八田座長 つけ加えさせていただくと、とにかく福岡というのは非常に特殊な事情があって、アジアに近いものだから、台湾とか中国からお客さんがいっぱい来るのですよ。だから、美容室にもそういう台湾の人などがいると、実はお客さんもふやせるのですね。だから、市が判断するというのはその辺のこともひっくるめて、かえって労働条件をよくする可能性が極めて高いと思うので、そういうローカルな条件を市が判断するというのは、あっていいのではないかと思います。

○根岸企画室長 特区の御提案ですので、何らかやはり地域の実情というのはあるでしょうから、そこに自治体が関与するというのは一つのやり方として、ほかのものでも、やはり特区などのときには自治体が関与する仕組みがありますので、それは一つのやり方だと思います。

ただ、自治体が良いと言えれば基本政策のところは全く抜きで良いのかというと、必ずしもそうではないでしょうから、個々の一人一人の受け入れの時にいろいろな省庁が関与するかどうかは別として、ただ、枠組みとしてどういう人を認めるかということについては、やはり所管の行政庁も含めて関与して、本当に良いのかどうかというのを決めていかないと、福岡市が良いと言ったら、この分野が必要と言ったら入国させるとなると、それこそいろいろな分野で、各自治体で良いと言えれば、外国人は入ってしまえばどこでも移動は可能なわけですので、やはり国として基本的な仕組みは作っていかねばいけないと思います。

その中で、個々の条件みたいなところは、創業人材の時などもそういう議論をしましたが、ここはいわば入管のほうでぎりぎりやらなくても、自治体が代わって見ているのだから、それは信用しましょうよみたいなことで緩和されるというのはあるでしょうけれども、それは別に幅を広げているわけではなくて、入りやすくする仕方として、自治体が汗をかいてくれているので、これはありがたいから乗っかりましょうというような話で、総体としてスムーズにいくということだと思いますので、そのような関与の仕方は非常に良いと思うのですが、受入れの幅みたいなのを自治体が決めてしまうと自動的に入れるということだと、なかなか国としては厳しいかなという気がいたします。

○八田座長 そうですね。この場合には政策的なこともありますからね。

私は、今、御提起になった問題で、その場所における労働需給、特に需要者を持ってこられるかどうかというのは、やはり土地でないと判断できないだろうと思います。そして、日本のきちんとした資格を取った人がやるならば別に問題ないではないかと思います。

では、あとはほかの委員の方から御質問、御意見はございませんでしょうか。

○原委員 今の八田先生のお話と多少かぶりますけれども、私の理解では、先日の外国人美容師を入れるべきという提案については、基本的に3つ観点があって、1つは八田先生が最初におっしゃられた文化の発信ということと、もう一つ、国際的なビジネス拠点をつくっていく中で外国人がどんどん入ってくると、そのための生活環境を整えるという観点もあると思います。これは外国人医師を入れるべきだとかという議論がずっとあるのですけれども、当然ながらそれ以外のいろいろな生活サービスについても外国語で受けられるような環境をつくっていくことが重要であって、これは特に国家戦略特区の都市圏においては重要な観点になっているというのが2つ目。

3つ目に、これも八田先生がちょっとおっしゃられたような、特にアジアとかヨーロッパからの観光客が日本でヘアサロンへ行って帰るといのがかなりふえてきているという話があって、ただ一方で、やはり日本語しか通じないのでなかなか難しいですというような話もあるということです。これは、仮に外国人美容師の方が、専門学校を終わって何年間かはそこでお仕事をするみたいなのができるのと、そういうところに外国の観光客がもっと来るような環境ができて、恐らく日本人の美容師のお仕事を奪うというよりは、それによってさらにおっしゃられるような需要がふえてウイン・ウインの関係ができていくのではないのかなという、そんな御提案だったのかなと理解をいたしました。

その上で御質問は、先ほどの法務省と厚労省と両方御質問があるのですが、まず法務省には、最初に御説明の中で、専門的、技術的な人材というところには、今、美容師が含まれているとは判断していませんということだったのですが、この専門的、技術的というのはどういう考え方なのでしょうか。一応、美容師というのは、今御説明があったように専門的な試験を受けて国家資格を取られている方なので、そこはどういう整理になっているのかというのが法務省への御質問です。

厚労省への御質問は2つあるのですが、1つは、今、美容師の数はふえていますという



御説明があったのですけれども、一方で、先日、御提案の中でも話を聞いていますのは、国家試験を受ける人の数がこの10年ぐらいで半分ぐらいですか、急速に減ってきていると聞いておまして、これはどのように評価されて、何らかの問題があると認識されているのかどうかというのが1点。

もう一つは、やや類する話ですけれども、就職してすぐに2～3年ぐらいのところでも、ほとんどやめていってしまう美容師が多いと。

○八田座長 1年目も多いです。1年でやめる人も。

○原委員 現場では人材不足というような受けとめ方もされているやに聞いていて、今の2つの問題について、どのように把握して問題を捉えていらっしゃるのかというあたりを伺えればと思います。

○根岸企画室長 専門的、技術的ということですが、これにつきましては閣議決定、これは厚労省所管の閣議決定なので大変恐縮ですが、我々も使っている言葉です。確かに法令上明確な定義が書いてあるものは実はないのです。従来解釈をしておりますのは、一言では言いにくいのですが、基本的には大学で学ぶような学術的な知識、技術を背景としたような、それを必要とするような仕事。ありていに言うと、大卒ホワイトカラーのような仕事というのが1つ大きなものとして想定をされています。

それでは言い切れないものが実際にこの在留資格の別表を見ても入っているのですけれども、それにプラスして、外国人特有の感性を必要とするようなものについては、それもこの専門的、技術的という中で読み込んでいます。ですから、この在留資格で言いますと、外交とか公用はちょっと特別なものですが、一番人数的には普通にあります人文知識・国際業務とか、技術とか、その中で少し特別なものとして研究とかを分けたりもしていますし、そういう知識を必要とする人が、立場で見て教授とかそういう方もいるわけです。人文知識・国際業務のうちの国際業務で見ると、外国語の講師ですとか、翻訳、通訳ですとか、そのようなものは外国人特有、日本において特殊であるという観点で見ているものです。それから、技能ですね。外国料理の料理人の方ですとかがここに入ってきていると、大きく言うとそういう考え方になっています。

そういう考え方になっているので、今、原先生がおっしゃったように、確かにいろいろなものが、それなりにみんな専門性があるのですね。先ほど閣議決定文を読む時に、言葉は悪いですが、もと私は申し上げましたが、単純労働者という言葉は非常に良くない言葉で、本当に単純な仕事というのはなかなかめったに見つけるほうが難しいわけなのです。何らかの技術は要りますし、知識は要りますし、何らかの専門性はみんなあるわけです。それがどういう程度かとか、程度もなかなか上下と言いつらいのですが、様々なものがあって、その中のうち、今、申し上げたような類型に当てはまるものを専門的、技術的と解釈しているということでございます。

そういう関係で、まさに日本料理を特例で認めるというように、日本料理の料理人がフランス料理の料理人より下なわけがないわけですね。上も下もないというのが正しいのか

もしもありませんけれども、それは日本において特殊性がないということで、今の専門的、技術的には入っていない。だから、特例としてこういう形で受入れをしているという考え方でございます。

○原委員 多分、今おっしゃられた専門的、技術的というものの1つが大卒ホワイトカラーと、2つが外国人特有のというところで、ごそっと抜けてしまうのが、ずっとここしばらく問題になっているクールジャパン関連で、人材がやってきて、和食なんかもそうですし、この美容の話などというのもその1つと言えるのだらうと思うのです。日本のいろいろな文化であったり、そういったものにあこがれて、それを学びにやってくるような人たちというのが、多分、今おっしゃられている考え方の中でごっそりと抜けてしまっているということなのかと思うのです。

なので、和食について部分的に穴をあけていく、それから、今回もこれをどこまで御検討いただけるのかですけれども、そのようなことをやりつつも、もう少しその考え方自体を変えていくということもあわせて御検討いただくべきなのではないかと思うのですが、そういう御検討はございますか。

○根岸企画室長 これは常に検討課題であるのですけれども、大きな議論というのは、常にやりながらもはっきりした結論は、様々な議論がありますので、なかなかはっきり出ていないところなのです。専門的、技術的分野と今は認められていない分野についても検討していきましょうというようなことにはなっているのですが、これはもちろんいろいろな立場がありますし、専門的、技術的分野で今認められていないものも検討しましょうという、いわゆる本当の単純労働を認めましょうという議論のように聞こえるのですが、それは必ずしもそうではなくて、今おっしゃったような一定の専門性とか特殊性みたいなもの、事情みたいなものはあるのです。ただ単に人手不足のところに入れましょうという議論とは違うのですよというのもいろいろ含めての議論で、例えば今回やろうとしている介護福祉士などというのは、そういう議論の中でずっと介護の議論がある中で、むしろ基本政策の議論を、結論を待たなくても専門的、技術的と評価できるものがあるのではないかという切り分けができて、認める方向になってきているわけなのです。そのように答えが出ていくものもありますし、そこはいずれにしても検討していかなければいけないところだと思いますけれども、そこはなかなかいろいろなもので、政府全体として検討する、もちろんそこは入管制度だけで勝手にいじるというわけではありませんので、まさに政府全体での検討ということになると思いますが、どこで誰が決めるのかというような枠組みがなかなかできてこないというのが今の実情かと思います。

ただ、今後検討は進んでいくのだらうと思っております。

○八田座長 それは大変ありがたいことで、今、原さんがおっしゃった中にもう一つ抜けていたのはアパレルですね。だから、アパレル、料理、美容と。要するに、日本の文化を発信していきたいというのがかなりそろってきたわけなので、特定活動の中での区分けをするのもいいし、将来的にやはりそういう日本文化の発信ということはあっていいので

はないかと思えます。

日本にいる、日本の名のあるフランスレストラン、イタリアレストランで、向こうで修行してきた人の数は物すごく多いわけで、向こうがそういう修行を許さなかったとしたら、やはりそういうことは起きなかったと思うのです。

実は、私は日本の美容院で、たまたま私が髪を切ってもらっているときに通訳したことが2回ありますよ。一度は香港から来られた短期旅行者で、店の人たちは困っていました。

もう一つ、原さんがおっしゃったことに関して言えば、ニューヨークの郊外で日本の企業の人たちの奥さんたちは、やはりみんな高い金を払って日本の美容院に行っていますね。そして、そこには幸いなことに、アメリカ人もみんなやはりこっちのほうがいいからと行っている。だから、こちらにも外国人の奥さんのために、あるいは外国人のために、そういう美容院があるととてもいいと思えますけれどもね。

あとほかにございますか。

どうぞ。

○稲川課長 先ほどの原委員の御質問にお答えします。

まず1点目が、試験を受ける人が減っているという話でございますけれども、これはデータをホームページで公開しています。後で事務的にもお届けさせていただきたいと思いますが、ちなみに、今から10年ぐらい前の平成16～17年ですと年間4万5,000人ぐらい受験をしておりました。平成26年度の試験が2万6,000人ぐらいの受験者になっておりますので、そういう意味では減ってきています。

減っている原因なのではございますけれども、もちろん若い方の数が減っているというのもあるのですが、今から10年前というところだと割とカリスマ美容師とかですごく美容の職が注目されたということで、一時的にすごくブームになっていた時期があったのです。そのようなブームのところから比べれば落ちてはいるのですけれども、今の数が、成り手が少なくて困っている状況かというところ、必ずしもそうではないと思っています。

あと、就職してすぐに辞める方が多いというところがございます。これもいろいろ聞いている話の限りにはなりますけれども、確かに美容という職業は割と朝早くから夜遅くまで拘束される状況があるというところとか、給料がそれに比べて高くないという事情もあって、そのような状況があるのではないかという話は聞いております。

ただ、業界も、やはりこれから若い人を育てていく上で、できるだけ給料を抑えるのではなくて、きちんと若い人が生活していけるような給料を払って、その分しっかりいいサービスを提供して稼いでいくという方向に転換していかなければいけないなということは言っております。そのようなことで、後半のほうは数字的なものではないのですけれども。

○原委員 もし離職率の数字みたいなものがあるようでしたら、後でまた。

○稲川課長 それはあるかどうか調べてみます。

○八田座長 それでは、どうぞ。

○阿曾沼委員 今、八田先生と原さんがおっしゃったように、文化の発信という意味では、

当然、日本で教育を受けた人が各国に行って活躍してもらわなければいけない訳ですから、そのあり方をどうするのかとか、外国来訪者を誘発するという意味では、海外からの来訪者が多くなってきていますね。そういった中で美容が注目されるということは非常に重要であると思います。しかし、御提案の中では、教育、育成のあり方とか試験のあり方まで言及があったのですが、そこまでいくとより大きな課題になると思います。より良い方法とは何なのかとう点について、ぜひ真剣に考えてほしいと思いますし、改革の為のマイルストーンが示されれば、提案者の人たちも先が見えてくるのではないかと思います。よろしくお願いたします。

○八田座長 どうぞ。

○鈴木委員 先にしたところなので、詳しい事情はわかりませんが、お話を聞いていると、結構歩み寄りの余地があるのではないかと思います、クールジャパンという理念と高度専門の在留資格というので、理念は余り相入れないのですが、例えば法務省御懸念の点は、単純労働者が入ってきて、野放しになってしまっていて、他の自治体に移ったりするのが本当に防げるのかどうかという、そこにあるわけなので、そういう意味では、福岡市の提案の中に、ちゃんとその懸念に対する対応策というのが担保されていけばいいのではないかと。つまり、例えば市のほうがしっかり管理するとか、美容師を受け入れる施設が一定の限定をするとか、ちゃんとしたものであるとか、何らかの限定で懸念を封じるようなことが提案できていけばいいのではないかとということなので、ちょっと歩み寄りを、もう少し知恵が出せるのではないかと思うのです。

厚労省のほうは、数がふえてしまって、賃金が下がったりとか、価格が下がったりするということが非常に懸念であって、なおかつ業界団体が多分文句を言うので、その言いわけも欲しいということなのでしょうね。そうすると、やはりある程度のちゃんとした美容室であって、そして、パーマメントではなくてインターンシップみたいな形で期限を区切るとか、ちゃんと外国人を相手にしているような美容室で、決して日本人の価格を下げたりしない、あるいは数も限定するとか、お互いの提案で歩み寄れると思うのです。だから、何があれば歩み寄れるのかという条件みたいなものを提示していただければ、福岡と考えるということではできないのではないかと思いました。

○八田座長 この在留資格について、今日いろいろ御懸念の点をおっしゃったことについて、どういう対応策があるかということですね。先ほどおっしゃったのは市と厚労省とがそここのところを担保してほしいということでしたが、それぞれに担保してほしい中身がスペシフィックにわかるとありがたいと思います。

私は、日本のちゃんとした試験を受けているのだから、あとは市だけでもいいのではないかなという気がするのですが、厚労省にどういうところを担保してほしいのかというのをちょっと御検討いただければと思います。

よろしいですか。

○原委員 もう時間がなくなりましたので、今日はもう、もう一つの試験のほう

の話はしませんけれども、先ほどの御説明の中でも、最近では保育士の試験の勉強をよくさせていただいたものですから、例えばあれと違うところとして、都道府県ではなくてこちらは国がやるという点であったり、あるいは専門学校に行った場合には、保育士の場合ですと養成施設に行けば試験を受けないという仕組みですけれども、こちらの場合は関係なく受けなければいけないとか、そのあたりはどのような整理になっているのかというのを、今日ではなくて、また機会を改めて伺えればと思います。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。この内容で進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。